

岡 ス 少 発 第 7 号  
令 和 6 年 5 月 2 日

市町村スポーツ少年団本部長 様

公益財団法人岡山県スポーツ協会  
岡 山 県 ス ポ ー ツ 少 年 団  
本部長 延 原 良 明

令和6年度スポーツ少年団登録について

平素から、ジュニア・ユーススポーツの推進に格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、登録要件を満たしていない場合は今年度に限って、つぎのとおり対応することといたしますので、貴管下単位スポーツ少年団あてご周知くださいますようお願いいたします。

記

- 団員が欠けている場合
  - ・活動に支障が出ないよう団員募集に努めること。
  - ・他団体と合同で活動している場合は、統合も含めて検討し、支障なく活動が行えるようにすること。
  
- 指導者が欠けている場合
  - ・該当団で欠けている人数分、令和6年度スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会を受講すること。  
市町村スポーツ少年団事務局は、スポーツ少年団登録システムの該当団「備考欄」に受講予定者の氏名を入力すること。（例：指導者0名の場合は、2名以上）
  - ・旧スポーツ少年団認定員の資格移行手続きが遅れている場合、該当者は、5月31日（金）までに日本スポーツ協会へ申請を上げ、手続きを進めること。  
市町村スポーツ少年団事務局は、5月31日（金）までに該当者が申請を上げたことを確認すること。確認が取れた場合は、令和6年度スタートコーチ（ジュニア・ユース）養成講習会の受講予定者を取り下げることができる。
  - ・他団体と合同で活動している場合は、統合も含めて検討し、支障なく活動が行えるようにすること。
  
- 上記の対応によって登録した単位団の大会参加について
  - ・全国大会に繋がる県及び市町村等の予選会への参加は認めない。
  - ・ただし、他団体と合同で活動し、今年度統合同としてスポーツ少年団登録をする場合は、その限りではない。

公益財団法人岡山県スポーツ協会  
岡山県スポーツ少年団事務局（担当：山江）  
TEL：086-256-7101  
MAIL：kenta\_yamae@okayama-taikyo.or.jp